

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月30日（平成30年（行情）諮問第47号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第549号）

事件名：「実地指導の実施について（通知）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書2（以下「文書2」又は「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月15日付け厚生労働省発老0915第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条2号イ、6号柱書きに該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成28年10月5日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は、平成28年10月28日付け厚生労働省発老1028第2号により不開示決定（文書不存在）（以下「前回処分」という。）を行ったところ、請求者は前回処分の取消しを求め、平成28年11月14日付け（同日受付）で審査請求を提起した。

(3) これに対し、厚生労働大臣は、審査会の答申を踏まえ、平成29年8月18日付けで前回処分を取り消す裁決を行い、平成29年9月15日付け厚生労働省発老0915第1号により改めて部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成29年11月1

3日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに基づき、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 対象文書の特定について

原処分で特定された文書は、前回処分に係る審査請求の答申にて、審査会から特定された「平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要」及び同答申を受けて入所施設における死亡案件に係る文書について探索し、特定した文書「実地指導の実施について（通知）」である。

(2) 指定居宅サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する介護保険法に基づく指導業務（以下「実地指導」という。）について

実地指導は、厚生労働省と都道府県においては介護保険法24条の規定に基づき、市町村においては同法23条の規定に基づき、介護給付等対象サービスの内容及び介護給付等に係る費用の請求について、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本とし介護保険給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため行うものである。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性

本件対象不開示部分のうち、不開示を維持する部分には、法人名・事業所名、代表取締役の氏名、文書の日付・番号及び実地指導実施日が記載されている。

これらの情報を公にすると、当該特定企業等の高齢者虐待に関する死亡案件について事実以上の憶測を呼ぶおそれがある。また、これが広く拡散すると、いわゆる風評被害が発生する等により当該特定企業等の営業面に支障が生ずる等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該不開示部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性

本件対象不開示部分のうち、不開示を維持する部分には、対象事業者等に対する実地指導に際し用意してもらう書類等及び用意してもらう書類等に係る留意点について記載されている。

上記の記載した具体的な実地指導の手法等については、不正又は不当なサービス提供又は介護報酬の請求を行っている一部の事業者等がそれを知り、利用者への口止め工作、実地指導における提出資料の改ざん、聴取に対する対策等を行い、不正又は不当な事実を隠蔽する等の実地指導の妨害等を行うおそれがあることから対象事業者

等に対してのみ通知している。

当該不開示部分は、対象事業者等に対する実地指導での確認内容等であり、不正又は不当に係る事実が明らかとなった具体的な手法等が確認できる情報であって、これを公にすると、上記のとおり、実地指導における正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「法5条2号イ、6号柱書きに該当しない。」として原処分 of 取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、これに対する処分庁の説明は上記(3)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、別紙の2に掲げる本件対象不開示部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年1月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月22日 | 審議 |
| ④ 同年3月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式（入所施設における一殺人事件のもの）」の開示を求めるものである。処分庁は、平成28年10月28日付けで文書不存在を理由として不開示決定（前回処分）を行ったが、これに対し審査請求が行われたことから、当審査会に諮問が行われ、当審査会は、平成29年度（行情）答申第95号において、処分庁が同年2月16日の大臣閣議後記者会見概要を保有していると認められることから、当該文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである旨の答申を行った。これを受けて諮問庁は、平成29年8月18日付けで前回処分を取り消し、処分庁は、同年9月15日付けで、別紙の1に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、文書2の一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとし、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性につい

て検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙の3に掲げる部分について

当該部分は、厚生労働省が当該事業者に対して行う実地指導に係る情報であるが、これを公にしても、指導対象事業者を特定することができるものとは認められず、取引関係や人材確保等の面において、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 別紙の2の①の不開示部分のうち、法人名・事業所名及び代表取締役の氏名は、厚生労働省が実地指導を行う事業者の情報であって、これを公にすると、厚生労働省が当該事業者に対し、介護給付等対象サービスの内容及び介護給付等に係る費用の請求について指導を実施するとしたことが明らかになると認められ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙の2の②の不開示部分は、厚生労働省が実地指導を実施するに当たり、事業者に用意するよう求めた書類等及び当該書類等に係る留意点であって、厚生労働省の実施する実地指導の方法・内容が明らかになる情報が記載されていると認められる。

これを公にすると、事業者等が、実地指導に対する対策等を行い、不正又は不当な事実を隠蔽する等、厚生労働省の行う実地指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

- 1 原処分で特定された文書
文書1 平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要
文書2 実地指導の実施について（通知）（本件対象文書）

- 2 一部不開示部分とその理由
 - ① 法人名・事業所名，代表取締役の氏名，日付及び文書番号
〔法5条2号イに該当〕
 - ② 実地指導にあたり用意する書類及び留意点
〔法5条6号柱書きに該当〕

- 3 開示すべき部分
上記2①の日付及び文書番号